

幸田町学校体育施設利用規定

幸田町教育委員会

1 利用できる日

- (1) 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 学校行事・町主催行事等及び児童生徒の活動に支障のある場合は開放しない。

2 利用できる者

「学校体育施設スポーツ開放利用登録申請書」を教育委員会に提出し「学校体育施設利用登録証」を交付された団体で、さらに、「学校体育施設利用許可申請書」を学校に提出し、「学校体育施設利用許可書」を交付された団体とする。

3 許可申請

- (1) 開放施設を利用しようとするときは、利用をする日の属する月の初日前2月から7日前までに申請し許可を得ること。
- (2) 利用備品を明確にして申請すること。

4 空調設備の使用について

- (1) 空調設備の使用を希望する場合は、次の手順によること。
 - ア 文化スポーツ課で「空調電源ボックス鍵貸出簿」を記入し、空調電源ボックスの鍵を受け取る。
 - イ 利用施設の空調電源ボックスを開け、電源を入れる。
 - ウ 空調設備の使用が不用になり次第、全ての電源を切り、空調電源ボックスの施錠をする。
 - エ 空調電源ボックスの鍵を文化スポーツ課に返却し、貸出簿を記入する。当該月の月末までに「空調利用時間報告書」を提出する。
 - オ 使用料は、送付された納付書により支払うものとする（使用月の1か月分をまとめて請求する。）。

5 注意事項

- (1) 利用時間は、準備、後片付けの時間も考慮すること。
- (2) 学校敷地内での火気使用は厳禁のこと。
- (3) 団体等で出したごみは備え付けのごみ箱へ入れず、持ち帰ること。
- (4) 学校敷地内での喫煙は厳禁のこと。（電子たばこを含む。）
- (5) 体育館・武道館内での飲食は厳禁のこと。
- (6) 学校施設・備品等の破損は、学校と文化スポーツ課の両方に速やかに届け出て利用団体の責任において処理復元すること。

- (7) 会場の設営・整理は利用団体ですること。使用后必ず道具の整理、清掃をしておくこと。
- (8) 使用后は戸締り、消灯の確認をすること。(水銀灯・トイレ等は特に注意すること。)
- (9) トイレ・手洗いの漏水のないように配慮し、使用后は清掃しておくこと。
- (10) 使用后は、利用日誌を必ず記入すること。
- (11) 借用以外の部屋・道具の使用はしないこと。舞台へは上がらないこと。
- (12) 体育館内は、必ず上履きに履き替えること。
- (13) 体育館内には水気のものは一切持ち込まないこと。
- (14) キャスター(コロ)のついてない物(机・椅子・器具等)は引きずらないこと。
- (15) 椅子を使用するときは、カーペットを敷いてから並べること。
- (16) 何らかの事件(犯罪)・事故等が起きた場合は当事者で処理すること。
- (17) 場内では他人に迷惑のかかる言動は慎むこと。
- (18) 校庭内への車の乗り入れはしないこと。所定の駐車場を利用すること。
- (19) 原則として子どもは連れて来ないこと。(やむをえない事情のある場合は、利用許可書の欄に面倒をみられる方の名前を記入すること。)
- (20) 学校校舎内はセキュリティシステムが作動していますので、校舎には入らないこと。
- (21) 使用料は、請求期限内に支払いをすること。
- (22) 利用が決定した枠を他団体へ譲るなどの行為はしないこと。

※上記の注意事項が守れない場合は、その後の利用を取り消すことがあります。
利用に際し、気付いた点がありましたら、学校へ連絡してください。

6 その他

学校の設備、学校教育で使用する備品・消耗品は学校が購入・修繕します。学校教育で使用しない消耗品は利用者で用意していただき、置き場所は学校と相談してください。学校教育で使用しない備品については、文化スポーツ課で購入・修繕します。

例 備品：支柱、支柱を入れる穴、バスケットゴール等
消耗品：スティック、ラインテープ、ネット等